

三井住友・グローバル・リート・オープン 愛称：世界の大家さん

改めてお伝えしたい「世界の大家さん」3つの魅力



平素は「三井住友・グローバル・リート・オープン（愛称：世界の大家さん）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

世界的な低金利環境下で投資の選択肢が狭まりつつある中、相対的に高い配当利回りのある資産としてリートが注目されています。当レポートを通じて、当ファンドの魅力を改めてご紹介させていただきます。

「世界の大家さん」、3つの魅力

魅力

①

相対的に高い配当利回り

債券と比較して、相対的に高い配当利回りが魅力です。

魅力

②

配当収益の積み上げによりパフォーマンスを下支え

比較的安定した賃貸事業収入による配当収益の積み上げがトータルリターンを下支えています。

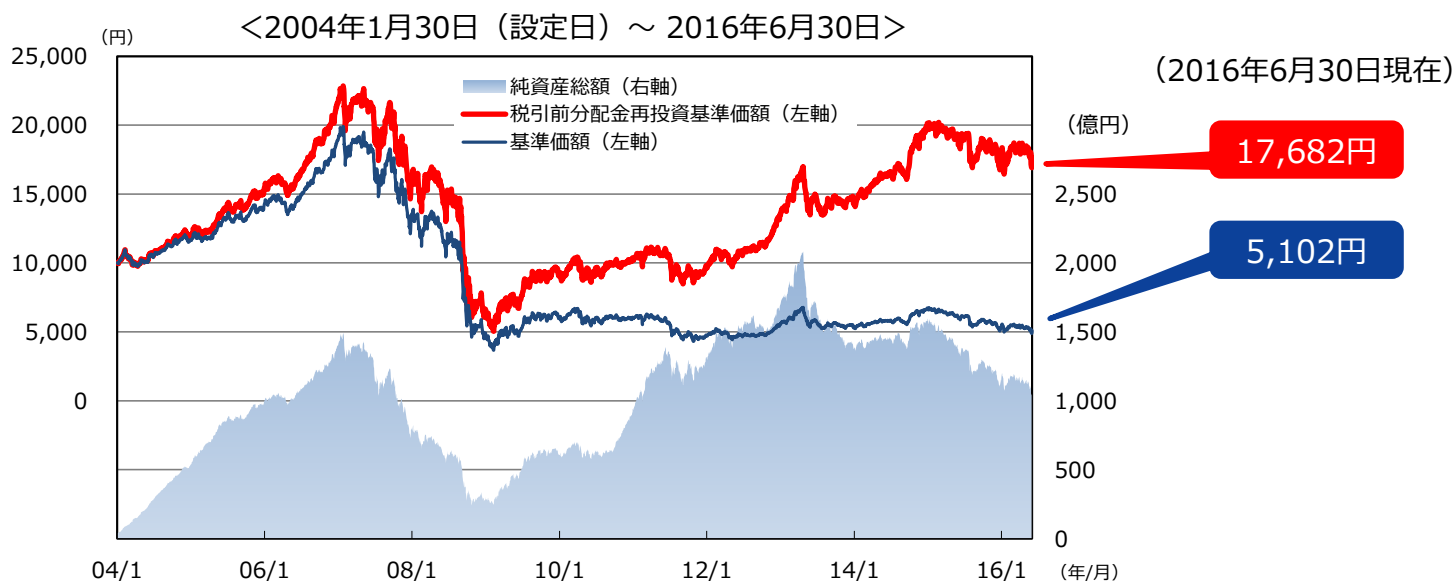
魅力

③

グローバル投資による分散

世界中のリートに投資することで、地域別の動向や通貨の変動が平均され、分散効果が期待されます。

基準価額と純資産総額の推移



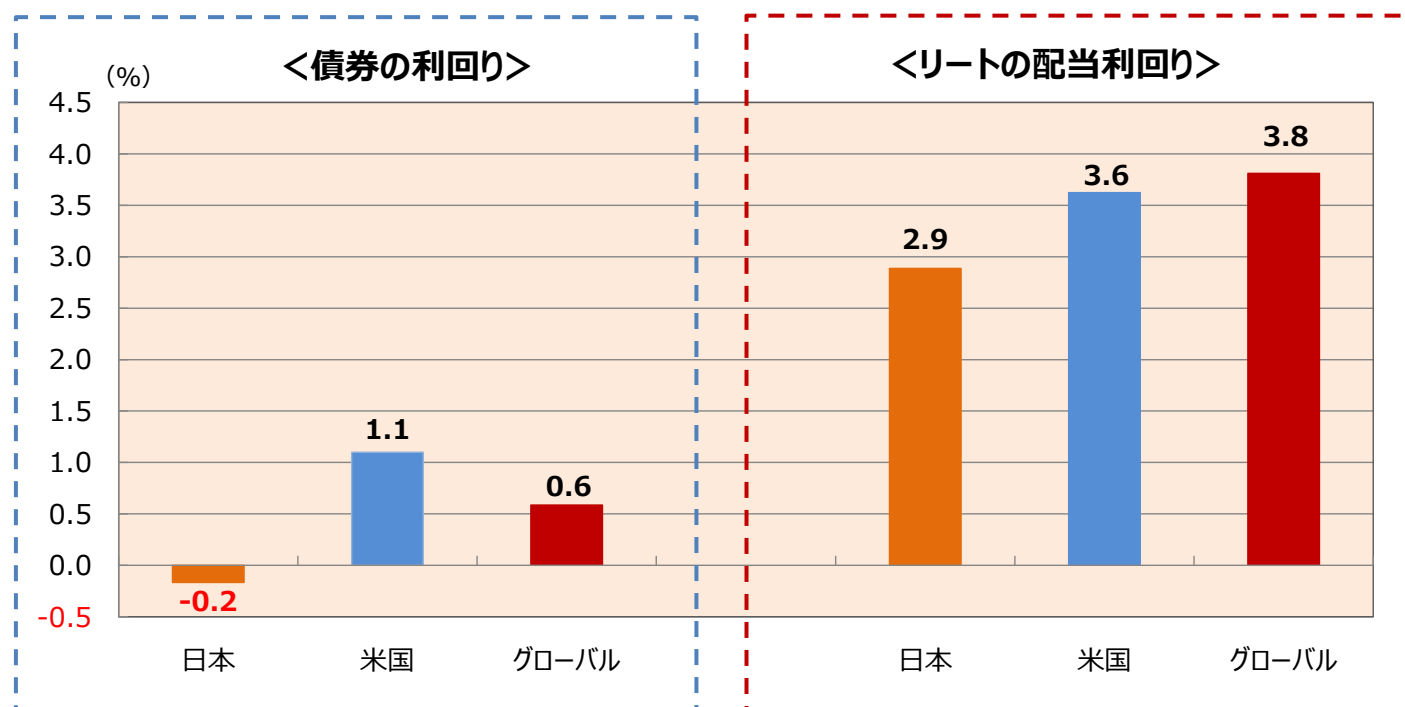
(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。

魅力1：相対的に高い配当利回り

- 世界的に債券利回りが低下していることから、リートの配当利回りは債券と比較して魅力的なものとなっています。
- また、グローバル・リートの配当利回りは、日本などのリートと比較して相対的に高くなっています。



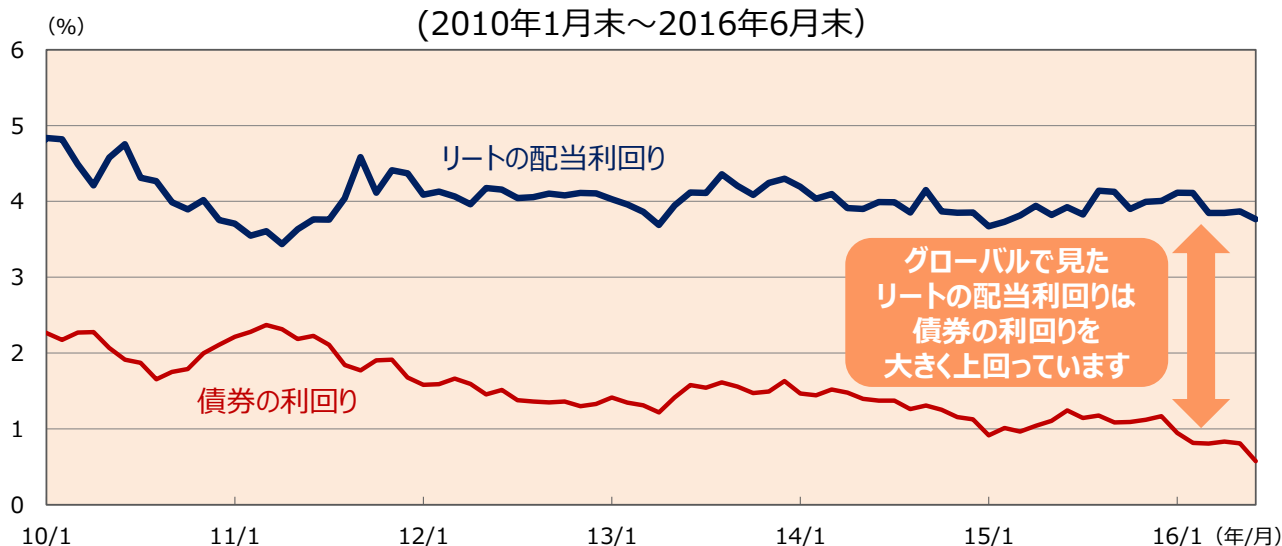
(注1) データは2016年6月末。

(注2) 債券の利回りはバークレイズ・グローバル国債インデックスの最終利回り、リートの配当利回りはS&P先進国REIT指数の配当利回りを使用。

(出所) FactSet、バークレイズのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

<リートの配当利回りと債券の利回りの推移>

(2010年1月末～2016年6月末)



(注) 債券の利回りはバークレイズ・グローバル国債インデックスの最終利回り、リートの配当利回りはS&P先進国REIT指数の配当利回りを使用。

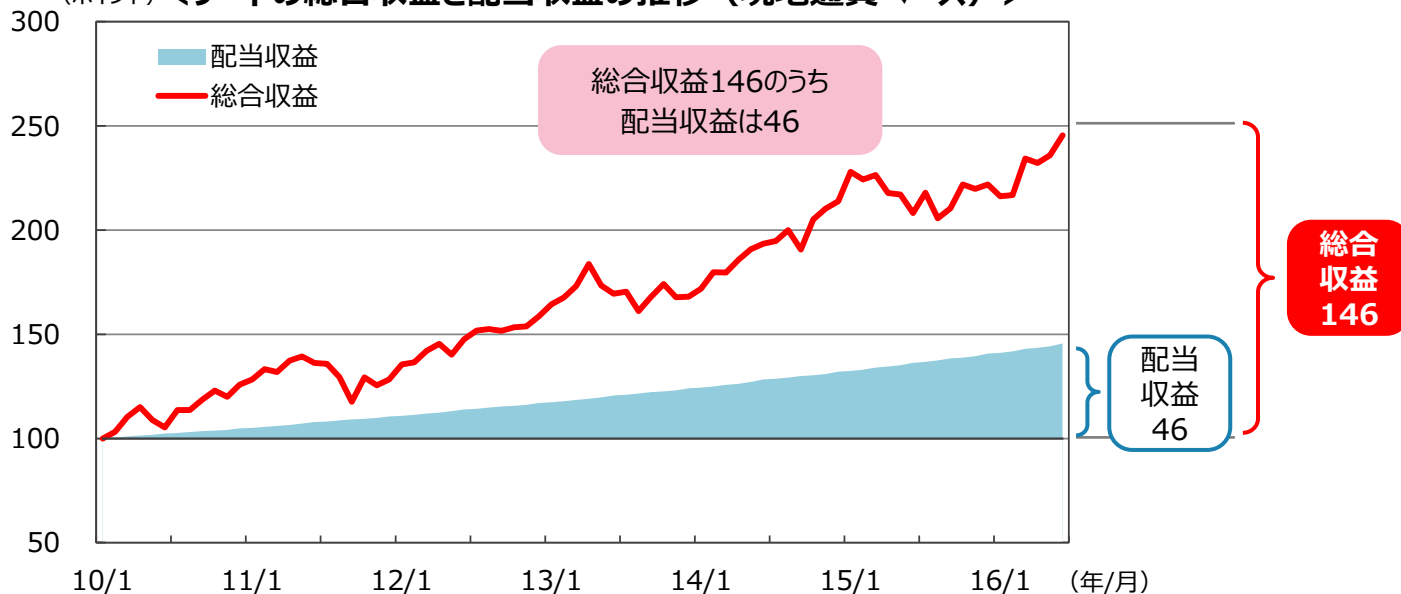
(出所) FactSet、バークレイズのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果および分配金や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

魅力2：配当収益の積み上げによりパフォーマンスを下支え

- リートの主な収益源は賃貸事業収入で、景気に左右されるもののその変動は緩やかとなり、比較的安定した収益が期待されます。
- 配当収益の積み上げが、リーの総合収益を下支えしています。
- 2010年1月からのリーの総合収益は債券の総合収益を大きく上回っています。

(ポイント) <リーの総合収益と配当収益の推移（現地通貨ベース）>



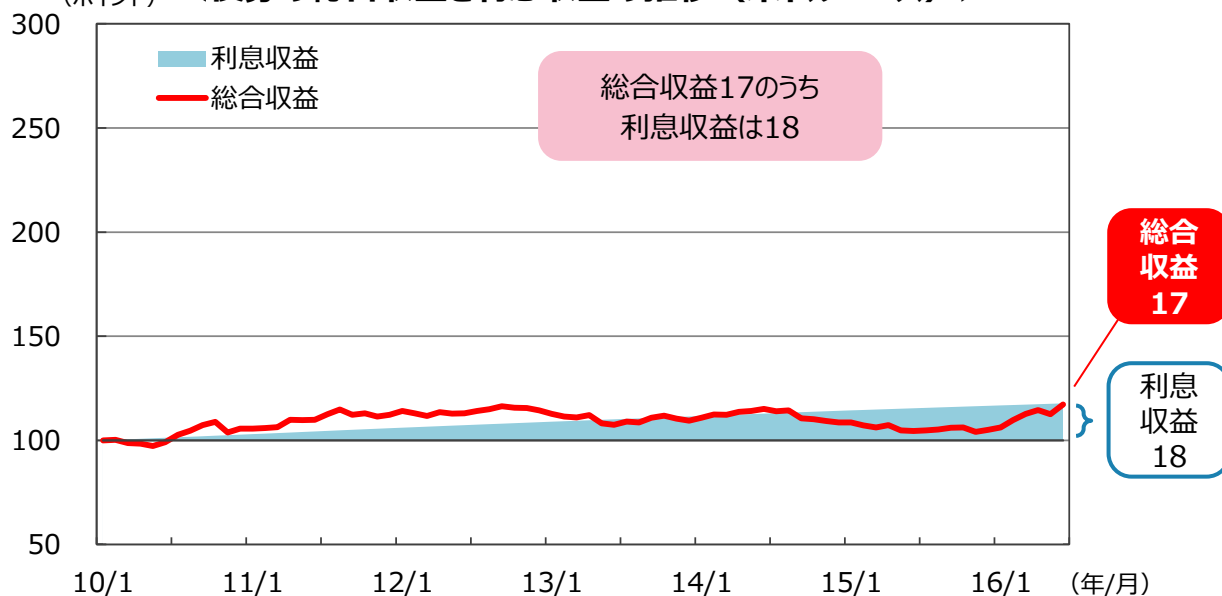
(注1) データは2010年1月末～2016年6月末。2010年1月末を100として指数化。

(注2) 配当収益は月次のトータルリターンから月次の価格リターンを控除して算出した配当収益率を基に算出。

(注3) 総合収益、配当収益はいずれもS&PグローバルREIT指数を使用。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

(ポイント) <債券の総合収益と利息収益の推移（米ドルベース）>



(注1) データは2010年1月末～2016年6月末。2010年1月末を100として指数化。

(注2) 利息収益は月次のトータルリターンとクーポンリターンを基に算出。

(注3) 総合収益、利息収益はいずれもバークレイズ・グローバル国債インデックスを使用。

(出所) バークレイズのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去のデータを基に算出したものであり、当ファンドの将来の運用成果および分配金や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

魅力3：グローバル投資による分散

- 地域別のリートのパフォーマンスを暦年ごとに順位付けすると、毎年、順位が大きく入れ替わっています。
- グローバルに投資することで、分散効果による中位のパフォーマンス獲得が期待されます。

<リートの地域別年次リターン比較>

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2007年 ~2016年
1位	アジア -0.6%	北米 -50.3%	オセアニア 44.7%	アジア 25.0%	北米 3.2%	アジア 53.3%	欧州 41.9%	北米 47.2%	欧州 4.7%	アジア 4.4%	アジア 5.6%
2位	オセアニア -4.5%	アジア -51.3%	欧州 43.8%	北米 12.0%	グローバル -3.4%	オセアニア 51.1%	アジア 29.8%	グローバル 40.7%	北米 2.2%	オセアニア 1.1%	北米 4.0%
3位	グローバル -16.8%	グローバル -55.5%	グローバル 37.1%	グローバル 7.4%	オセアニア -6.0%	欧州 48.7%	グローバル 25.4%	オセアニア 32.3%	オセアニア 2.0%	北米 -3.1%	グローバル 2.4%
4位	北米 -21.0%	欧州 -57.2%	北米 33.8%	オセアニア -1.1%	アジア -17.0%	グローバル 38.8%	北米 23.7%	アジア 30.4%	グローバル 1.6%	グローバル -4.2%	オセアニア -1.5%
5位	欧州 -25.2%	オセアニア -71.0%	アジア 30.4%	欧州 -8.5%	欧州 -17.9%	北米 32.7%	オセアニア 12.8%	欧州 24.6%	アジア -5.3%	欧州 -22.3%	欧州 -3.1%

(注1) データは2007年～2016年。2016年は2015年12月末と2016年6月末の比較。2007年～2016年は2006年12月末と2016年6月末の比較。

(注2) 各地域のリートの年次リターンはS&P先進国REIT指数を使用。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

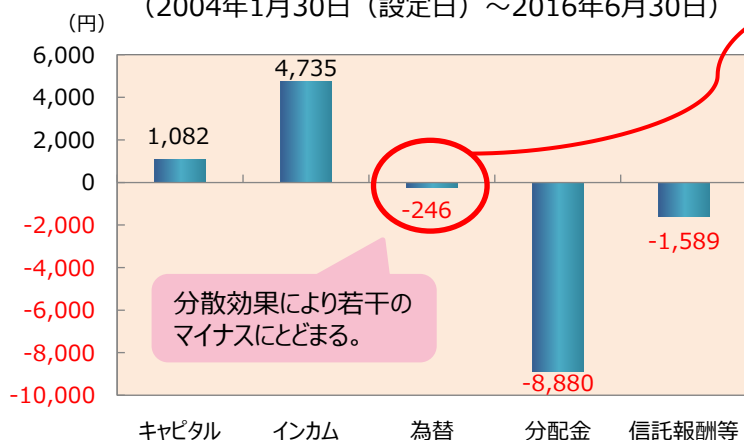
※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

為替にも分散効果

- グローバルに投資することで、通貨も分散され、為替リスクの低減が期待されます。

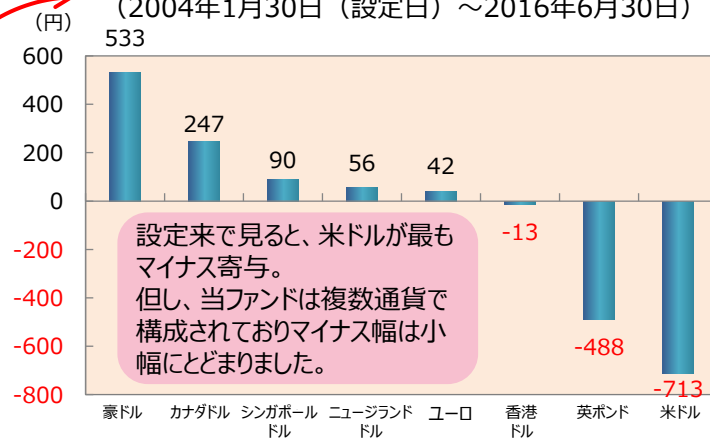
<当ファンドの設定からの基準価額の変動要因>

(2004年1月30日(設定日)～2016年6月30日)



<為替要因の通貨別の変動要因>

(2004年1月30日(設定日)～2016年6月30日)



(注1) 上記数値は、簡便法により基準価額の変動額を主な要因に分解したもので概算値です。各項目の合計は、四捨五入の関係で基準価額の変動額と一致しないことがあります。

(注2) 信託財産留保額は信託報酬等に含まれます。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

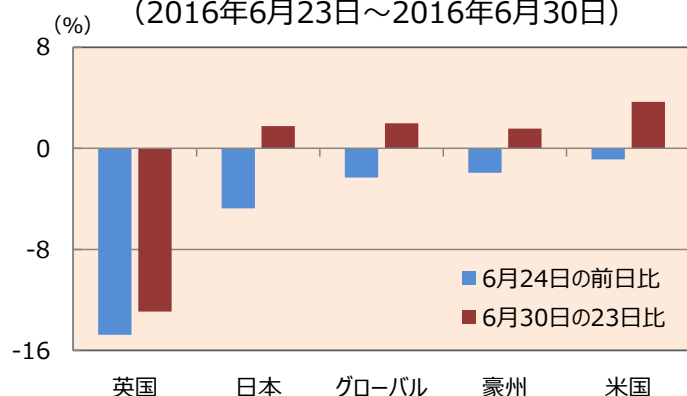
英国のEU離脱による当ファンドへの影響 ～英国以外の地域でカバー～

6月24日に英国がEU（欧州連合）離脱を選択したことにより、金融市場は混乱し、全般的に投資家のリスク回避姿勢が強まり、グローバル・リート市場は下落しました。特に英国・リートが大きく下落しました。しかし、豪州・リートや米国・リートは比較的影響が軽微であったこともあり、グローバル・リートは小幅な下落にとどまりました。その後は金融市場は落ち着きを取り戻しつつあり、6月30日のグローバル・リートは23日比で上昇に転じています。為替市場では英ポンドが対円で大きく下落（円高・英ポンド安）し、他の通貨も概ね円高基調となっています。

当ファンドの基準価額は、24日に前日比▲4.8%の下落となりましたが、30日は23日比▲2.0%と下値を切り上げています。全般的に円高の影響を受けたものの、英国・リートの組入比率が約5%（2016年6月末）と低いこともあり、小幅な下落にとどまりました。

<主要リート指数の騰落率>

(2016年6月23日～2016年6月30日)

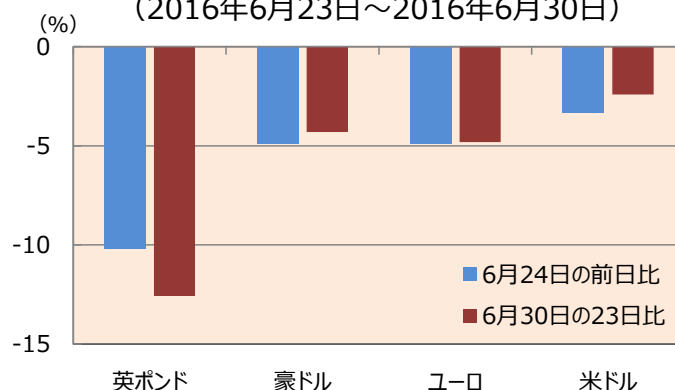


(注) リートの騰落率はS&P先進国REIT指数（現地通貨ベース）を使用。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

<主要通貨（対円）の騰落率>

(2016年6月23日～2016年6月30日)



(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

<ポートフォリオの概況>

組入上位10カ国 (%)					
1	米国	36.7	6	英国	4.7
2	豪州	20.3	7	オランダ	3.6
3	日本	13.4	8	シンガポール	2.6
4	フランス	8.7	9	香港	1.5
5	カナダ	4.7	10	スペイン	1.4

(注1) データは2016年6月末現在。

(注2) 各項目の比率は当ファンドの純資産総額を100%として計算。

組入上位5通貨 (%)		
1	米ドル	36.7
2	豪ドル	20.3
3	ユーロ	13.6
4	日本円	13.4
5	カナダドル	4.7

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

今後の見通しについて

短期的には、欧州不動産市場に対するセンチメントは冷え込み、不動産取引は減速すると予想しています。しかし、物件価格が急激に上昇することはないものの、中長期的には低金利環境が欧州不動産市場の支援材料になると見えています。

一方、欧州から遠く離れたアジアの不動産市場への影響は比較的影響が軽微に留まると考えられます。また、不透明感が強まる中、経済が比較的堅調な米国の不動産に対する需要が高まることが予想されます。

金融市場に対するセンチメントが悪化し、当面は、変動性の高い市場環境が継続することが予想されます。英国のEU離脱の決定を受け、ダウンサイドリスクは高まったと認識していますが、低金利環境、低水準の新規供給、安定的なインカム収入、主要中央銀行によるサポート、また物件の質の高さなどを支援材料に、グローバル・リート市場に対して、慎重ながらもポジティブな見通しを持っています。

※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

分配実績（1万口当たり、税引き前）

決算	-	2016年4月	2016年5月	2016年6月	設定来累計 (16年6月30日まで)
	第1～144期	第145期	第146期	第147期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	8,730円 (87.3%)	50円 (0.9%)	50円 (0.9%)	50円 (0.9%)	8,880円 (88.8%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	84.0%	▲1.6%	1.5%	▲3.9%	76.8%

(注1) データは2004年1月30日（設定日）～2016年6月30日。

(注2) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～144期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注3) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

分配方針

- 毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

【ファンドの目的・特色】

＜ファンドの目的＞

グローバル・リート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国において上場（準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

- 1 日本を含む世界各国の不動産投資信託（リート）に投資します。
- 2 安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率の高い銘柄を中心に分散投資します。
賃貸事業収入比率は、賃貸事業収入の営業収益全体に占める割合で、この比率が高いほど、安定的な配当原資を確保していると考えられます。
ポートフォリオ全構成銘柄の平均賃貸事業収入比率の目標は75%以上とします。
賃貸事業収入比率*：「賃貸事業収入÷営業収益」（実績ベース）
* 賃貸事業収入比率はリートが発表する決算データに基づいて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループが分析した数値によって計算されたものを使用します。
- 3 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループの運用ノウハウを活用します。
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループのBNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネーデルラント・エヌ・ブイにリートの運用指図に関する権限を委託します。また、同社に対して、J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよび三井住友アセットマネジメント株式会社が助言を行います。
運用委託先を「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ」ということがあります。なお、将来、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ内の組織変更等に伴い、運用委託先の形式的な変更が生じることがあります。
- 4 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 5 原則として、毎月の決算時に収益配分方針に基づき分配を行います。
委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

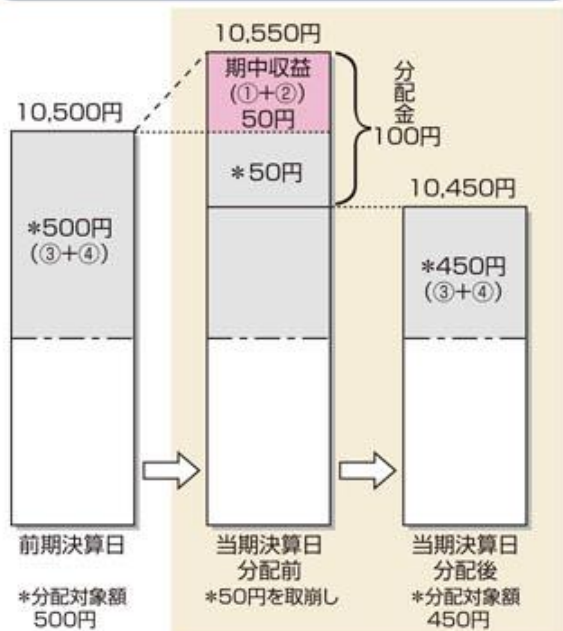
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



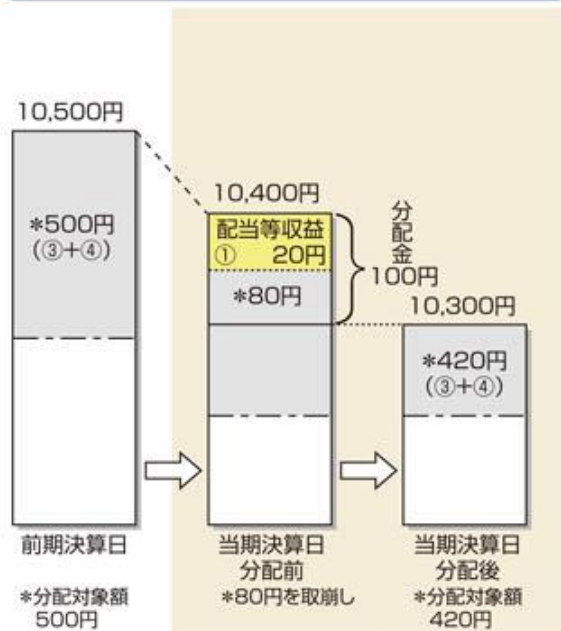
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

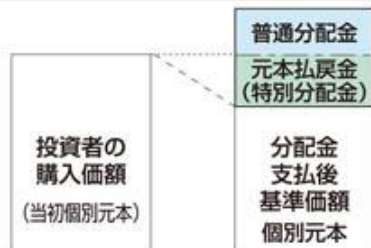


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

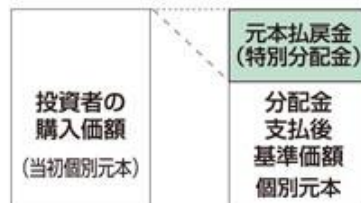
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

【投資リスク】

<基準価額の変動要因>

ファンドは、主に日本を含む世界各国の不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れたリートの値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

● お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	原則としていつでもお申し込みできます。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	無期限です。（信託設定日：2004年1月30日）
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が20億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決算日	毎月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。） 分配金受取りコース：税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 自動けいぞく投資コース：税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。□
お申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日またはオランダの祝祭日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																									
購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。																								
信託財産留保額	換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じた額が差し引かれます。																								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																									
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年1.7172% (税抜き1.59%)の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p><信託報酬の配分 (税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各販売会社の純資産残高</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円未満の部分</td> <td>年1.00%</td> <td>年0.50%</td> <td>年0.09%</td> </tr> <tr> <td>100億円以上300億円未満の部分</td> <td>年0.90%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.09%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上500億円未満の部分</td> <td>年0.80%</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.09%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上1,000億円未満の部分</td> <td>年0.75%</td> <td>年0.75%</td> <td>年0.09%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上の部分</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.80%</td> <td>年0.09%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p> <p>※ 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図の委託先への報酬 (上限年0.5%) が含まれております。</p> <p>※ 当ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、当ファンドの受益者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。</p>	各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社	100億円未満の部分	年1.00%	年0.50%	年0.09%	100億円以上300億円未満の部分	年0.90%	年0.60%	年0.09%	300億円以上500億円未満の部分	年0.80%	年0.70%	年0.09%	500億円以上1,000億円未満の部分	年0.75%	年0.75%	年0.09%	1,000億円以上の部分	年0.70%	年0.80%	年0.09%
各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社																						
100億円未満の部分	年1.00%	年0.50%	年0.09%																						
100億円以上300億円未満の部分	年0.90%	年0.60%	年0.09%																						
300億円以上500億円未満の部分	年0.80%	年0.70%	年0.09%																						
500億円以上1,000億円未満の部分	年0.75%	年0.75%	年0.09%																						
1,000億円以上の部分	年0.70%	年0.80%	年0.09%																						
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等 (それらにかかる消費税等相当額を含みます。) が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。																								

※ ファンドの費用 (手数料等) の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

● 税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

● 委託会社・その他の関係法人

委託会社	<p>ファンドの運用の指図を行います。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第399号</p> <p>加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ : http://www.smam-jp.com</p> <p>電話番号 : 0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時~午後5時</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。</p> <p>BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ</p>

●販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第24号	○			
いはぎん証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第21号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○		○	
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第32号	○			
イチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○			
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	※1
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長（金商）第1号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第3号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○		○	
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第6号	○			
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第114号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○			
中泉証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第17号	○			
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第134号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	※2
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第50号	○			
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○			
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第127号	○		○	
二浪証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第6号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○		
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○		○	
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第1号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第2号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第117号	○		○	
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第1号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○	
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第16号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○		○	※3
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第37号	○		○	
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第3号	○			
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第5号	○		○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○		○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第12号	○		○	
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第6号	○		○	
三井生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第122号	○			※4
会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第20号				
青い森信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第47号				
青木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第199号				
旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第5号				
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第143号	○			
足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第217号				
足立成和信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第144号				

※1：「ダイレクトコース」および「投信つみたてプラン」でのお取扱いとなります。

※2：「野村ネット&コール」でのお取扱いとなります。

※3：ネット専用

※4：新規の募集はお取り扱いしておりません。

●販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第24号					
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○				
飯田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第252号					
飯塚信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第16号					
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第25号					
伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第18号					
磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第26号					
上田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第254号					
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号					
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第28号					
青梅信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第148号	○				
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号					
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○				
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号					
大田原信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第219号					
大牟田柳川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第20号					
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○				
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第15号					
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第26号					
柏崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第242号					
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第15号	○				
亀有信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第149号					
川口信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第201号					
川崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第190号	○				
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号					
北おおさか信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第58号					
北群馬信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第233号					
吉備信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第22号					
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○				
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号					
熊本第一信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第14号					
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号					
甲府信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第215号					
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第56号					
郡山信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第31号					
湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第57号					
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第202号	○				
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第191号					
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第223号					
三条信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第244号					
滋賀中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第79号					
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号					
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第158号					
城北信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第147号	○				
新宮信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第60号					
新庄信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第37号					
巢鴨信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第161号	○				
諏訪信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第255号					
静清信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号	○				
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○				
仙南信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第40号					
空知信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第21号					
大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第26号					
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第237号					
高鍋信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第28号					
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号					
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号					
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第169号	○				
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号					

●販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
中南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第195号				
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○			
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○			
東予信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第21号				
栃木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第224号				
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号				
豊田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第55号	○			
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○			
長浜信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第69号				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○			
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第72号				
新潟信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第249号				
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号				
西中国信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第29号				
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第30号				
八幡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第60号				
播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第76号	○			
半田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第62号				
飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第203号				
備前信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第40号				
備北信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第43号				
ひまわり信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第49号				
姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第80号	○			
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○			
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第196号				
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第32号				
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○			
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第66号	○			
北門信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第31号				
北海信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第32号				
松本信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第257号				
三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第67号				
三島信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第68号				
水島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第48号				
水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第227号				
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第52号				
室蘭信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第33号				
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第39号				
焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第69号				
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○			
結城信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第228号				
横浜信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第198号	○			
米子信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第50号				
留萌信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第36号				

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。